

「弟子屈町立川湯小学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

【いじめの定義】

「いじめ」とは本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本認識】

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるもの」

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組む必要がある。

【基本的な姿勢】

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童、教職員相互の温かな人間関係を築く。
- ③児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見、早期解決のために様々な手段を講じる。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。
- ⑥けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害性に着目して判断する。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（1）未然防止のための基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・児童一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりや学級の一員として自覚でき

るような学級づくりを行う。

- ・児童の豊かな道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、児童会を中心に、いじめ根絶に係る取組（いじめ標語・いじめ撲滅サミット参加）を実施する。
- ・「いじめ問題」に関する講話等を集会で行い（いじめ撲滅サミット参加報告等）、「学校としていじめは絶対に許されないこと」「いじめに気付いたときは、すぐに先生や周りの大人に知らせる」ことの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を年間計画に位置付け、「いじめ防止等」に関する教職員の資質向上を図る。

②いじめの早期発見のための措置

- ・児童と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、児童を多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・「いじめアンケート」は発見の手立ての一つであると認識した上で、年2回実施し、「学校生活アンケート」は月1回実施し、児童と個人面談を行う。いじめの発見のみならず困っていることや悩み等の相談を通し、信頼関係を形成する。また、i-check と保護者との個人面談を実施し、児童の健やかな成長に関わって連携を図る。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発

活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

- ・ ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策の組織「いじめ防止対策委員会（学校事故対策本部）」の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会（学校事故対策本部）」を設置する。

〈構成員〉

- ・ 校長、教頭、教務主任、指導部長、養護教諭，該当学年担任
- ・ いじめ事案発生時は、関係教諭等も構成員として加わる。

〈活 動〉

- ・ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ防止に関すること。
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。
- ・ いじめ防止の活動と評価に関すること。
- ・ 重大な事態への対応に関すること。

〈開 催〉

- ・ 定例開催については「運営委員会」で協議することとし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・ いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をし、チームとしていじめ問題の解決にあたる。
- ・ 学校としての組織的な体制のもとで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とし

た態度で指導にあたる。

- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。また、いじめることがどれだけ相手を傷付け、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ・状況によっては、校長の指示により、いじめ対策委員会を開き、敏速な対応を行う。
- ・事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大時間が発生した旨を、弟子屈町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 弟子屈町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、SC、SSW等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置)
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずにいじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2

点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

3 年間活動計画（いじめ未然防止プログラム）

月	項目 学校行事等	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等の関連を図ったプログラム	備考
4	始業式 入学式 一迎会 参観日	学習規律の統一指導		PTA 総会で学校運営方針の説明 家庭訪問	学校ネットパトロール 情報モラル教室	学校生活アンケート
5		人権教室	縦割り清掃・キラキラBOX	いじめ撲滅サミット参加	人権教室	いじめアンケート① 学級経営交流①
6	川湯コミュニティ運動会	EMC 体験学習 体力テスト	運動会スローガンに向けた取組（学級・児童会）	花壇整備・農園作業 EMC 体験学習		生活リズムチェック
7	地域参観日 1 学期終業式 夏季休業	道徳の授業公開（参観日） 夏休みの生活		学校評価Ⅰの実施 保護者との個人面談		いじめ対策委員会
8	夏季休業 2 学期始業式 川湯神社祭 遠足	↓		学校評価Ⅰの分析と公表 川湯神社祭への参加		学級経営交流②
9	地域参観日 修学旅行 見学学習（随時）	道徳の授業公開（参観日） EMC 体験学習		EMC 体験学習		生活リズムチェック
10			いじめ防止標語			
11	学芸会		学芸会スローガンに向けた取組（学級・児童会）			いじめアンケート② 生活リズムチェック
12	地域参観日 町学力調査 2 学期終業式 冬季休業			学校評価Ⅱの実施		i-check 実施 いじめ対策委員会
1	冬季休業 スキー学習			学校評価Ⅱの分析と公表		i-check 分析 学級経営交流③
2	スキー学習 地域参観日	EMC 体験学習		EMC 体験学習		生活リズムチェック
3	六送会 卒業式 修了式		↓			↓